○農林水産省告示第二千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県別府市・竹田市・玖珠郡九重町・玖珠町（以上二市二町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

竹田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県玖珠郡玖珠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

玖珠町（国有林）、玖珠町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市牛地町前林一九

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

前林一九（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市連谷町石神三〇の二、四一、四一の一、四一の三、四二の一、四三、上八木町萩ノ田一四、一五、富岡町前田五の一、五の二、一三の一、坪崎町ヒヨ毛一六、一六の一、イヲツ三の三（次の図に示す部分に限る。）、三の四、押井町大下田八の一、八の二、三六、四〇から四三まで

二　㈠　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈡　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

石神三〇の二（次の図に示す部分に限る。）、四一、四一の三、萩ノ田一五（次の図に示す部分に限る。）、前田五の一（次の図に示す部分に限る。）、ヒヨ毛一六（次の図に示す部分に限る。）、イヲツ三の三（次の図に示す部分に限る。）、大下田四一・四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市明見町字入道倉七の一、八・九・一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、石原町字闇苅一九、四五、四八の一、五六、九〇の二、九〇の四から九〇の六まで、九〇の四三から九〇の四六まで、九〇の四九、九〇の五〇、九五の一、九五の二、九五の四、九五の五、字熊ノ谷下六一の五四（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ入一五（次の図に示す部分に限る。）、字梅ノ入三三、四〇、字黒石一七の四、一七の五九、字高埜一〇、一一・一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西牧原一二九、一三一、字牧原口五七の一、五八、一一四、字東横手一〇四、東河原町字水ノ沢二九、四〇の一、四〇の三、三六・三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字古貝津七五（次の図に示す部分に限る。）、字ヒヨゾウレ二八、保久町字引木石二九の二、毛呂町字大畑一、三、四の一、七から一一まで、一三、一七の三、字一本柱五から七まで、九、一〇、一一の一、字石田三六（次の図に示す部分に限る。）、宮崎町字清水沢西六八、七〇、七一の一、七一の二、七二から七四まで、字亀穴四、五の一、六、桜形町字一本柿二三の一・二四・二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ノ入三三・字闇苅四五・四八の一・五六・字高埜一一・一二・字大畑一三・字一本柱五・一一の一・字石田三六・字清水沢西七一の二・七二・字亀穴四・字一本柿二三の一・二四・二五（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦